

(第2回)

## 議員定数についての討論・学習会

～生駒市議会の議員定数について皆で考えよう!～

とき 9月30日(土) 10時～11時45分

ところ コミュニティセンター(セイセイビル・4階/401号室)

(入場無料・申込み不要)

主催 大事なことは皆で考え決めよう会

生駒市の職員数は、01(H13)年4月1日現在で1025人であったのが、定員適正化計画が進められることで、今年4月1日現在では819人となり、同計画の最終年度である来年度には800人となる予定です。

一方、生駒市議会の議員の定数は、この間も24人のままで変わっていません。

市職員の定員適正化が進む中で、議員の定数は不変であることで、市民の間からは絶えず「議員定数の適正化も行うべきではないか」との声が上がり続けています。

そこで、今回、議員の適正数はいくらかなど、**議員定数について皆で考えるための討論・学習会**を企画いたしました。

多くの方々のご参加をお待ちいたしております。

裏面に、今回の討論・学習会においても使用いたします、議員定数について考える際の参考資料を載せております。

ご参考にいただければ幸いです。



●参考資料1 「生駒市とその類似団体の議員定数等」

☞ 類似団体とは・・・国勢調査をもとにした人口と産業構造（産業別就業人口の比率）によって市町村を分類し、同じ分類となった全国の市町村のことで、人口と産業構造が類似していることで、政策立案等の際に最も参考になる市町村のことで、生駒市の類似団体は現在、生駒市を含めて8市です。

生駒市とその類似団体		人口（人） (16.6.1 現在)	議員定数	常任委員会<議会審議の中心組織>	
				数	委員会名（ ）内は定員
北海道	小樽市	121,864	25	4	<略>
東京都	青梅市	136,459	24	4	<略>
神奈川県	海老名市	131,003	22	3	総務（8）／文教社会（7）／経済建設（7）
岐阜県	多治見市	112,902	24	3	総務（8）／厚生環境教育（8）／経済建設（8）
静岡県	三島市	111,584	22	3	総務（8）／福祉教育（7）／経済建設（7）
奈良県	生駒市	120,842	24	4	企画総務（6）／市民文教（6）／厚生消防（6）／都市建設（6）
福岡県	飯塚市	130,025	28	4	<略>
	春日市	112,780	20	3	総務文教（8）／市民厚生（6）／地域建設（6）

●参考資料2 「議員定数についての争点」

↓争点事項	定数削減すべきという立場の意見	定数削減すべきでない立場の意見
市民の声の市政反映	市民の声を市政に反映させる手段は充実してきている（パブコメ・公募市民の委員会参加・タウンミーティング・市民懇談会等）。また、議員は数より、市民の声を聴こうとする態度こそ大切。	削減すると、市民の声が市政に反映されにくくなる。
議会の行政監視機能	かつて、議員が現在と同じ24人いてもスポーツ公園用地購入事件・足湯工事事件等の汚職を防げなかった。議員は数より、監視せんとする態度こそ大切。	削減すると、議会の行政監視機能が低下する。
議会の力	議員に必要な資質とは、品性、議会活動に取り組む意欲・行動力、良識（健全な考え方と判断力）、見識（確かな知識と理解力）、創造性（着眼力・構想力・展開力）であり、議会の力は、議員に必要な資質がどれだけ発揮されているかによって決まるのであり、議員の数で決まるものではない。	削減すると、議会の力が弱まる。
財政問題	議員定数をいくりにするかは単純な財政問題と捉えてはならず、財政負担軽減のためにのみで削減をしてはならない。しかし、議会も税金で運営されている以上、「最小の経費で最大の効果」という地方自治法（2条14項）の視点からも定数削減が妥当か否かを判断する必要がある。	議員定数は議会のあり方の問題であり財政問題とは切り離して考えるべきで、財政負担軽減を削減の理由にしてはならない。
人口規模	議員定数の妥当数を考える場合、人口規模も考慮すべき要素の1つである。しかし、決定的な要素ではない。それは、生駒市と人口規模が同じ類似団体にも議員定数が生駒市より少ないところ複数あることでも分かる。	生駒市は、市制発足（71.11）以来、人口が3倍以上になったにもかかわらず、議員定数を変えてきていない。現在の人口規模から考えて、議員定数が多いとはいえない。
社会の複雑化による 民意の多様性 地方分権化に伴う 行政の複雑化	削減しても、議会の力を強化すれば民意の多様性・行政の複雑化に対応できる。	削減すると、民意の多様性・行政の複雑化に対応できなくなる。
生駒市議会基本条例 第17条第2項 ※	市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮すると削減すべきである。	市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮すると削減すべきではない。

※ 生駒市議会基本条例 第17条第2項⇒「議会は、議員の定数を変更しようとするときは、市の現状、課題及び行政需要、地方自治制度の動向並びに市民の意見を考慮するものとする。」